

甘楽町分別収集計画(第9期)

甘 楽 町

令和元年6月

甘楽町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	P2
2. 基本的方向	P2
3. 計画期間	P2
4. 対象品目	P3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	P3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	P3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	P4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	P5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	P6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	P7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	P8

注) 法とは「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

甘楽町分別収集計画

令和元年6月

1. 計画策定の意義

甘楽町では、平成24年3月に第5次総合計画を策定し、「キラッとかんら安心のまちづくり」を合言葉に、計画の実現に向けて全力をあげて取り組んでいる。

ごみ処理基本計画においても、住民の環境保全のため、ごみの適正処理はもとより減量化及び資源化、更にリサイクル化の推進を図っている。

ごみ処理方法としては、可燃ごみは富岡市に委託処理を行っているが、不燃ごみについては、町有一般廃棄物最終処分場で処理を行っている。また、電動式生ごみ処理機やコンポスト等の購入補助による生ごみの堆肥化を促進するとともに、徹底した分別による可燃ごみの減量化を推進しているところである。その他、学校・子供会・各種団体による集団回収において、金属類・ビン類・古紙類等の資源化とリサイクル化を図っている。

現在の最終処分場は、平成11年4月に供用を開始し、平成26年3月に終了する予定だったが、その後新たな処分場を新設するには多くの課題があり、施設の延命化を図る必要がある。そのため、平成18年7月から一般家庭ごみの処理手数料（一部品目を除く）として町指定ごみ袋の有料化を導入し、住民の理解と協力を得ながら、ごみ処理経費の抑制と減量化を目指している。

その結果、平成25年3月現在は最終処分場の残余容量は47.6%あり、施設利用期間を令和11年3月まで延長することが出来た。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、ごみの減量化及び資源化を図る目的で、住民・行政がそれぞれの立場で役割を果たし、関係者が一体となった取組みの方針を示すものである。

この計画に基づき、ごみの減量化や資源化はもとより、容器包装廃棄物のリサイクル化を推進することにより、既設最終処分場の延命化を図るとともに、廃棄物循環型社会の構築と住民にとって住みよい生活環境づくりを目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方針を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) ごみの適正処理を推進し、地域環境の保全
- (3) 住民、行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (4) リサイクル活動を通じて、循環型社会を支える子どもたちの育成

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器包装、紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	586.9 t	579.8 t	573.0 t	566.5 t	560.2 t

※算定に当っては、環境省が実施している家庭ごみの組成調査（平成29年度）の結果を使用する。【ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率：21.2%】

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては住民、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量推進員（各行政区環境保健支部長）によるリサイクル活動や地域による回収を推進する。

(1) 環境教育・啓発運動の充実

学校や地域社会の立場における副読本等を活用した環境教育等行とともに、最終処分場の見学会などを通じて、学習活動を推進する。

地域社会の場においても、あらゆる機会を活用して、住民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場の現況、処理経費等の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店の設置やスーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 買い物袋の持参の普及

買い物袋の持参等の啓発より、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を推進する。

(4) 再生資源製品の利用促進

酒・ビールビン引取協力店を通じて、リターナルブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・促進を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

甘楽町の最終処分場の残容量、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。また、住民の協力、町や委託業者が有する施設、収集機材等を勘案して、収集に係る区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器	缶						
主としてアルミ製の容器							
主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table> ガラス製の容器	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他のガラス製容器	びん
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装						

※印項目（段ボール以外の紙製容器包装）については、可燃ごみで処理している。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

品目	開始年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	2	14.6t	14.5t	14.4t	14.3t	14.2t
主としてアルミ製の容器	2	9.7t	9.6t	9.5t	9.4t	9.3t
無色のガラス製容器	2	(合計) 28.2t	(合計) 28.0t	(合計) 27.8t	(合計) 27.6t	(合計) 27.4t
		引渡数量 28.2t	独自処理量 0t	引渡数量 28.0t	独自処理量 0t	引渡数量 27.8t
茶色のガラス製容器	2	(合計) 26.7t	(合計) 26.5t	(合計) 26.3t	(合計) 26.1t	(合計) 25.9t
		引渡数量 26.7t	独自処理量 0t	引渡数量 26.5t	独自処理量 0t	引渡数量 26.3t
その他のガラス製容器	2	(合計) 12.3t	(合計) 12.2t	(合計) 12.1t	(合計) 12.0t	(合計) 11.9t
		引渡数量 12.3t	独自処理量 0t	引渡数量 12.2t	独自処理量 0t	引渡数量 12.1t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)紙パック	2	1.4t	1.3t	1.2t	1.1t	1.0t
主としてダンボール製の容器	2	82.4t	81.9t	81.4t	80.9t	80.4t
主として紙製の容器であって上記以外のもの(紙パック除く)		(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t
		引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	2	(合計) 28.4t	(合計) 28.2t	(合計) 28.0t	(合計) 27.8t	(合計) 27.6t
		引渡数量 28.4t	独自処理量 0t	引渡数量 28.2t	独自処理量 0t	引渡数量 28.0t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	2	(合計) 44.0t	(合計) 43.7t	(合計) 43.4t	(合計) 43.1t	(合計) 42.8t
		引渡数量 44.0t	独自処理量 0t	引渡数量 43.7t	独自処理量 0t	引渡数量 43.4t
うち 白色トレイ		(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t	(合計) — t
		引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み ※直近年度の分別適合物等の収集実績×人口変動率
 ※平成30年度の収集実績をもとに推計。また、人口変動率は次のとおり。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
12,964人 (対前年度比) 99.49%	12,897人 (対前年度比) 99.48%	12,832人 (対前年度比) 99.50%	12,766人 (対前年度比) 99.49%	12,701人 (対前年度比) 99.49%

令和2年度の推計人口は、平成27年4月1日現在の人口13,544人を100%とし平成31年4月1日現在までの人口13,030人を基にして対前年度比を算出し、推計人口を算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

甘楽町では法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物のうち、缶(2種類)、びん類(3種類)、紙パック、ダンボール、ペットボトルの分別収集を行っており、平成19年4月からは、その他プラスチック製容器包装についても収集を実施している。分別収集は、現行の各行政区の分別収集及び地域による回収により実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	主としてスチール製の容器	缶類	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者
	主としてアルミ製の容器			
びん	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期回収 集団回収	町の施設 委託業者等の保管場所 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者
	主として段ボール製の容器包装	ダンボール	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者

プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収	町の施設 委託業者等の保管場所
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	町の施設 委託業者等の保管場所

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

町は、各行政区の分別収集場所で、以下の容器包装廃棄物（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を除く。）を収集する。

収集に係る分別区分は、缶類、びん類、紙パック、紙類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装とする。缶類、紙パック、紙類（段ボール）は、委託業者の施設で一時保管した後、直接リサイクルルートへ乗せる。

ペットボトル、その他プラスチック製容器包装は、委託業者の施設で圧縮梱包し、びん類は色別に分けて保管施設にて一時保管した後、再商品化事業者へ引渡す。

今後は収集状況等により、老朽化した圧縮設備の修繕等を行い収集体制の確保を行う。

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	各行政区分別・ごみ収集場所
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	各家庭 委託業者の施設 町の施設	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項7号)

住民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を検討・整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員による指導を行なうとともに、分別収集について広く住民の協力を求める。

その他、地域による回収を促進するため奨励金の交付などの支援を行うとともに、毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時には、その実績により事後評価を行なう。